

中間報告(第 2 案)に対する委員コメント等

該当箇所	原文	コメント・修正案	委員名
2. ガイドライン改訂に当たっての基本的な考え方			
6 ページ 5 行目	「組織の行う業務のうち、環境に少なからぬ影響を与えるおそれのある事業及び関連する業務の全てとする。」	<p>(コメント) 現在、環境に影響がないとされるものについてはスクリーニングによりカテゴリ C に分類されるという手続きが取られています。従って、「第二案」の書きぶりでは、カテゴリ C との関係においてミスリーディングであると考えます。</p> <p>(修正案) ガイドライン適用対象の明確化のために、以下のように明確化する。 「改正機構法第 13 条で定められている新 JICA の業務の範囲のうち以下の業務を、ガイドラインの対象とする。 ・ 1 項第 1 号『技術協力』 ・ 1 項第 2 号『有償資金協力』 ・ 1 項第 3 号『無償資金協力』 1 項第 8 号『調査・研究』のうち同項第 1～3 号に関する業務。」</p>	清水委員
		<p>(修正案) 「組織の行う業務のうち、<u>環境に影響を与える可能性のある事業及び関連する業務の全てとする。</u>」</p> <p>(理由) JICA、JBIC の現行ガイドラインにおいては、カテゴリ C は「環境や社会への望ましくない影響が最小限かあるいはほとんどないと考えられる協力事業」「環境への望ましくない影響が最小限かあるいは全くないと考えられるプロジェクト」のように定義されているが、スクリーニングの対象となる。原案の記述はカテゴリ C プロジェクトが環境ガイドラインの対象ではないかのような誤解を与えるおそれがあるため。</p>	満田委員
3. 1 従来の業務における環境社会配慮の状況			
3. 1. 1 JICA 環境社会配慮ガイドラインの運用実態			
12 ページ 13 行目	「一部の被影響住民(特にプロジェクトの派生的・二次的な影響を受ける場合)が、住民協議などにおいて十分に説明を受けていない、もしくは対象から外れているケースが確認された。」	<p>(修正案) この場所から 3.1.2 (3)へ移動(下記参照)</p> <p>(修正理由) JBIC の調査における結論であった事項であるため。</p>	事務局

3. 1. 2 環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインの実施状況			
13 ページ 15 行目	「プロジェクトにおける被影響住民の対象範囲について十分に確認を行う必要がある。 ・新 JICA による承諾後のモニタリング体制を強化する必要がある。 ・借入人等によるモニタリング結果報告に基づき、問題の早期対応を可能とする必要がある。」	(修正案) また、補足調査により、今後改善を要する事項として、例えば次のようなものがある。 ・一部の被影響住民(特にプロジェクトの派生的・二次的な影響を受ける場合)が、住民協議などにおいて十分に説明を受けていない、もしくは対象から外れているケースが確認された。 ・プロジェクトにおける被影響住民の対象範囲について十分に確認を行う必要がある。 ・新 JICA による承諾後のモニタリング体制を強化する必要がある。 ・用地取得・住民移転については、情報提供が実施機関により行われることで、問題の早期対応を可能とする必要がある。 (修正理由) 上記のとおり 3.1.1 からの移動及び修辭上の修正を行いました。	事務局
3. 2 新 JICA の業務内容と業務フロー			
13 ページ 下から 4 行目	「新 JICA に移管された実施事業」	(修正案) 「新 JICA に移管されたサブスキーム」。	事務局
13 ページ 下から 3 行目	「人材研究支援無償」	(修正案) 「人材育成研究支援無償」。	事務局
4. 1 基本的事項			
4. 1. 1 改定ガイドラインの適用対象			
16 ページ 9 行目	「その業務のうち、環境に少なからぬ影響を与えるおそれのある事業及び関連する業務の全てをガイドラインの対象とする。」	同上。	清水委員 満田委員
16 ページ 15 行目	「新しい枠組みである協力準備調査も各スキームの一部として、改定ガイドラインの適用対象とする。」	(修正案) 「…各スキームの案件準備段階の一部として、改定ガイドラインの適用対象とする。」(傍線部追加) (修正理由) 協力準備調査は案件準備のために必要に応じて実施するもので、各スキームに必ず含まれるとまでは言えないことから、より実態に即した表現となるよう工夫したものです。	事務局
16 ページ 16 行目	「この早期段階からの配慮により、後の段階からの手戻りが少なくなる等の結果、迅速化の要望に答えることができると期待される。」	迅速化については、中間報告に盛り込まれているものの、「早期段階からの環境社会配慮」と抱き合わせになっており、明確になっていないように思われる。 この段階での提案で恐縮であるが、例えば16ページの4.1.1の「…迅速化の要請に答えることが出来る」と期待される」に続けて、「また、産業界委員からは、本体事業における審査要件の明確化が重要であり、調査段階の手続きを詳細に規定してしまうと、早期段階からの配慮が必ずしも迅速化に繋がらない事態が懸念される、との意見が出された」を追記することをご検討いただきたい。	中委員

4. 1. 2 緊急時の対応			
16 ページ 22 行目	「・有償資金協力及び無償資金協力の案件は、緊急時の対応の対象外であるという意見が出されたが、緊急時の対応が必要な無償資金協力の案件も想定されとの見解も表明され、この点については引き続き議論する。」	(修正案) 下線を修正 「有償資金協力及び無償資金協力の案件は、緊急時の対応の対象外であるという意見が出されたが、緊急時の対応が必要な有償資金協力及び無償資金協力の案件も想定されとの見解も表明され、この点については引き続き議論する。」 (修正理由) 緊急時の対応が必要な案件には有償資金協力も含まれる。	北村委員
4. 1. 3 新 JICA の環境社会配慮における役割(「確認」と「支援」)			
17 ページ 5 行目	(全般)	「環境社会配慮はプロジェクト実施主体が当該国の法令に従って実施し、新 JICA はパイの実施機関としてその実施状況を確認する立場であることから、当該プロジェクト実施主体が主体的に環境社会配慮を行うことを促す内容とし、プロジェクト実施国における法令や手続きを可能な限り尊重することが重要。また、相手国においては法令や手続きが不十分なことも多く、技術協力を活用しかかる法令や手続きの整備を行われることを期待。(前回コメント)」  ⇒(Country System に関連する部分に含めることを検討するとされていた)当方のコメントは、反映されていないが、後段の技術協力に関する部分については、17 ページ 5 行目(4. 1. 3 新 JICA の環境社会配慮における役割)の、「プロジェクトにおける環境社会配慮の主体は相手国政府である」に続いて記述する、という扱いを検討いただきたい。	中委員
17 ページ 9 行目	「・協力準備調査の実施にあたっては、新 JICA は、相手国政府の協力を得て適切な環境社会配慮調査を行い、相手国政府が実施する環境社会配慮を支援する。」	(修正案) 下線を修正 「協力準備調査の実施にあたっては、新 JICA は、相手国政府の協力を得て適切な環境社会配慮調査を行い、相手国政府が適切な実施する環境社会配慮を行うよう十分な働きかけを行う支援する。」 (修正理由) 環境社会配慮の主体は途上国政府であることを踏まえ、「協力を得て」に修正いただいた。「支援」についても、資金援助機関たる新 JICA がどのように関与すべきかについては委員会でも結論が出ておらず、前回委員会でも「支援」という表現の修正を検討いただくこととなったと理解。	北村委員
4. 2 案件形成段階			
4. 2. 1 協力準備調査			
(1)協力準備調査の実施決定プロセス			
19 ページ 1 行目	「協力準備調査はその実施自体が問題となることがある。そこで、協力準備調査を実施するか否かに関して-----」	前半については、小職の意見(「効率的かつ重点的に実施されるべきである」に修正)を採用頂き有難うございます。後半についても、小職の意見(「～の実施」に修正)の採用に関しては委員会で合意を得たと記憶しています。(理由:外部意見で実施するか否かを決定するのは、外務省と JICA の職務権限を侵す恐れがある。あくまで、意見を聞いて最終結論は外務省と JICA が下すべきです。)	中山委員

19 ページ 7 行目	「公開期間については、委員から、現行ガイドラインと同様、全ての案件について、実施決定の30日前から公開すべきとの提案があったが、日数に関しては可能な限り早期という主旨を確保しつつも、迅速化の観点も重要という指摘もあり、さらなる検討が必要である。」	(修正案) 下線を修正 「公開期間については、委員から、現行ガイドラインと同様、全ての案件について、実施決定の30日前から公開すべきとの提案があったが、 <del>日数に関しては可能な限り早期の情報公開</del> という主旨を確保しつつも、迅速化の観点も重要という指摘もあり、さらなる検討が必要である。」 (修正理由) 情報公開を行う項目についても今後の検討事項であり、日数だけに限定するのは適切ではない。	北村委員
(3) マスタープランを含む協力準備調査のカテゴリ分類			
19 ページ 31 行目	(全般)	確認ですが、マスタープランのカテゴリ分類は「カテゴリA+B」か「カテゴリA,B,C」か結論がでていないが、いずれにせよカテゴリB案件については、必要に応じ、現地ステークホルダーと協議を行うものであり、義務付けはなされていないものと理解しています。	高梨委員
(4) 協力準備調査の実施プロセス			
21 ページ 28 行目	「公開方法に関してはさらなる検討が必要である。」	「公開方法」ではなく、公開対象及び公開のタイミングについて、ここでは述べています。	清水委員
4. 3 案件審査段階			
4. 3. 1 スクリーニング			
(2) 非自発的住民移転のみによるカテゴリ A			
22 ページ 18 行目	「新JICAは住民移転計画の <u>関係者への公開と作成時の協議を</u> 」	(修正案) 「新 JICA は住民移転計画の公開と作成時の協議を」(「関係者への」を削除) (修正理由) 「関係者」という言葉により公開が限定的になるおそれがある。本報告書の他の関連箇所の趣旨(住民移転計画は現地およびJICA側において公開される)との記述の整合性をはかるため。 (コメント) ガイドラインでつかわれている「ステークホルダー」と異なる点があるのか等、不明です。また、ガイドラインにある、「ステークホルダー」への公開を排除する意図はないと考えます。 (修正案) 「関係者」を「ステークホルダー」に言い換える。	満田委員  清水委員
22 ページ 20 行目	「一方、現在の JICA ガイドラインにおいて定義されている「環境影響評価」には社会面の評価も含むため、大規模非自発的住民移転のみでカテゴリ A に分類された場合においても、社会影響に重点を置いた影響評価を行うべきとの指摘もあった。」	社会影響に重点を置いた理由として、「住民移転計画は事業自体やその代替案について検討するものではないこと」も加えてください。	清水委員
(3) エンジニアリング・サービス借款			
22 ページ 下 2 行	これらの資金援助には、SAPS(援助効果促進調査)、SAPI(案件実施支援調査)、有償勘定技術支援費がある。	(コメント) この記述はあえて書かないほうが趣旨に合うかと思料。削除をされてはいかがか。	満田委員

(4) 政策借款			
23 ページ 10 行目	「環境レビューの方法、必要な情報・文書等については、さらなる検討を要する。また、この場合のアセスメントは、戦略的環境アセスメント(SEA)が適用される必要がある。このため、SEA 適用の具体的な手続、手法等について引き続き検討が必要。」	(修文案) →「環境レビューの方法、必要な情報・文書等については、さらなる検討を要する。また、この場合のアセスメントは、戦略的環境アセスメント(SEA)の考え方をできるだけ反映させ、SEAが適用されるよう努める必要がある。これについてはこのため、SEA適用の具体的な手続、手法等について引き続き検討が必要。」  (修正理由) 当方の前回提出意見である、「SEA 適用の具体的な手続、手法等について引き続き検討が必要。」を反映頂き、感謝。他方、「いつ」「誰が」「誰の費用負担で」SEAを実施するのかが不明確である政策借款においては、「SEA の考え方をできるだけ反映」が委員間のコンセンサスであったと思われるため、それに合わせて修文した。第 20 回委員会において、座長から『「適用する」は書きすぎ』との御発言もあり、本部分に関しては、考え方は共有されているものと理解している。	小林委員
4. 3. 3 意思決定への反映			
(1) 環境レビュー結果の意思決定への反映			
26 ページ 5 行目	「意思決定に関する規定については第10回委員会で議論された。その結果、現行のJICA ガイドラインでは想定できる範囲のケースが網羅的に記述されており、これが有用であるので、この形を踏襲することとする。」	(修正案) 意思決定に関する規定については第 10 回委員会で議論された。その結果、現行のJICAガイドラインでは、「環境社会配慮が確保できないと判断する場合」として想定できる範囲のケースが網羅的に記述されており、これが有用であるので、この形を踏襲することとする。  (修正理由) 趣旨の明確化を図るため。	満田委員
同	同	(確認) 今次改訂にて、この部分が追加された背景をご教示下さい(委員会では、JICA、JBIC のガイドラインにつき、それぞれのメリットが紹介・協議され、結論は出ていなかったと考えています)。	事務局
(2) 新 JICA による意思決定: 合意文書での明示			
26 ページ 15 行目	「新 JICA は、実施機関への働きかけおよび日本政府と協議を経た上で、支援を中止するか、または中止を提言する。」	(修正案) 新JICAは、実施機関への働きかけおよび日本政府と協議を経た上で、支援を中止するか、または <u>支援の中止を日本政府に提言する</u> 。  (修正理由) 趣旨の明確化をはかるため。	満田委員
4. 5. 2 意思決定前の情報公開のタイミングと公開期間			
28 ページ 12 行目	「これらの情報公開は、カテゴリ A 案件については、新 JICA の合意文書締結に先立ち、有償資金協力については、現行の運用通り少なくとも 120 日間行うものとする。」	(修正案) 次のとおり修正 「有償資金協力のカテゴリ A 案件については、新 JICA の合意文書締結に先立ち、現行の運用どおり少なくとも120日間の情報公開を行うものとする。」  (修正理由) 次の無償資金協力に関する項目と表現を揃えた。	北村委員

4. 5. 5 実施段階の情報公開			
29 ページ 14 行目	「相手国政府等が行うモニタリング結果についても、新JICAは入手後速やかに公開するものとする。」	<p>委員会の議論で一旦は原案でも止むを得ないかという趣旨の発言をしたと思います。しかし、その後他の項目との整合性等でよく考えると相手国政府の責任で実施した結果の公開ですから、相手国と JICA の関係がぎくしゃくしないような配慮は必要だと思います。相手国が自主的に行うモニタリングそのものに、悪影響を及ぼさないためでもあります。</p> <p>訂正案： 「相手国政府等が行うモニタリング結果についても、新JICAは入手後速やかに公開するものとする。」→「相手国政府等が行うモニタリング結果についても、新JICAは入手後速やかに公開するものとするが、相手国政府との関係については配慮すべきとの意見もあった。」</p> <p>◎ 関連事項：【4.7.6 モニタリング(34 ページ 12 行目)】 「モニタリング結果の公開を義務づける。」→「モニタリング結果の公開を義務づけるが、相手国政府との関係については配慮すべきとの意見もあった。」</p> <p>◎ 関連事項：【4.7.7 ステークホルダーとの協議結果の公開(34 ページ 20 行目)】 「-----当該国における公開を規定する。」→「-----当該国における公開を規定するが、相手国政府との関係については配慮すべきとの意見もあった。」</p>	中山委員
4. 6 審査諮問機関			
29 ページ 29 行目	(全般)	<p>「9 月 29 日付 4 団体による要望書で、審査諮問機関の設置については、「他の国際機関や二国間援助機関も資金協力に関する審査会を有していないことから、慎重に検討する必要がある。一方、わが国は従来から開発における発展途上国の自助努力すなわち途上国が第一義的な責任と役割を担って主体的に自国の開発課題に取り組むことを支援してきたが、環境社会配慮に関しても、同様に自助努力を促進するためにも、事業の主体である当該国政府内の制度やシステムの活用を図っていくべきであろう。外部の知見を活用するのであれば、現 JBIC のこれまでの取り組みに従い、外部専門家を雇用し、その専門家が直接現地で先方政府と協議・調査を行うほうが机上で議論をするだけの審査諮問機関よりも効率的・効果的である。」と要望しており、本件に関する今後の議論においても考慮頂きたい。(前回コメント)」</p> <p>⇒当方のコメントは、反映されていないが、本件については、中間報告案に事務局の指摘の記述あるので、P30 の 13 行の「一方、事務局から、」を「一方、産業界委員および事務局から、」に修文願いたい。</p>	中委員
30 ページ 19 行目	「以上の検討から、新JICAにも現在と同様に審査諮問委員会を設置することとする。従って、新JICAが実施する協力準備調査および環境レビュー、または、モニタリングに対しても、審査諮問委員会の助言を得ることとする。」	<p>修正案： 「新JICAが、実施する協力事業に関して、審査諮問機関の助言をえることとする。」→「新JICAが、実施する協力事業に関して、<u>原則として</u>、審査諮問機関の助言をえることとする。」</p>	中山委員
30 ページ 22 行目	委員会では審査諮問機関の運営上の課題として、環境レビューが諮問対象に加わるこ	<p>(修正案) 下線を修正</p>	北村委員

	とによる審査会の処理能力の問題が指摘された。	「委員会では審査諮問機関の運営上の課題として、環境レビューが諮問対象に加わることによる審査会の処理能力の問題や、迅速化の観点も考慮する必要があるとの意見が出た。」 (修正理由) 「2. 基本的な考え方」にも記載されている「迅速化の観点と環境社会配慮」とのバランスに関連して様々な意見が出たため、加筆いただきたい。	
4. 7. 3 ステークホルダー協議等			
(2)ステークホルダー協議			
32 ページ 4 行目	(全般)	修文では「2つのガイドラインでは、規定されたステークホルダー協議の回数が異なるが、新 JICA としてステークホルダー協議の回数を減少させることはガイドラインの後退となるため、原則として現行 JICA ガイドラインを踏襲する。」と「原則として」を挿入いただきました。 ⇒しかし、前回指摘させていただきましたように、SAPROF のような調査期間が極めて短い調査も協力準備調査となるため、ステークホルダー協議の回数を常に 3 回とするのは現場では非現実で実施上大きな問題が生じると思います。従って、文章としては、「2つのガイドラインでは、規定されたステークホルダー協議の回数が異なるが、新 JICA としては、原則として現行 JICA ガイドラインを踏え検討する。」としていただきたい。	高梨委員
4. 7. 4 非自発的住民移転			
33 ページ 17 行目	『当該メカニズムはプロジェクト実施主体等から独立させるか、第三者機関の監査を受けるものとする。』	【修正案】 『…独立している、または第三者機関の監査を受けるといったことが望ましい。』 【修正理由】 実務上確立したプラクティスになっていないと思います。前回委員会で説明済み。	千吉良委員
5. 1 ガイドラインの構成			
35 ページ 17 行目	「4. 開発計画型技術協力」	「開発計画調査型技術協力」へ修正。(傍線部追加)	事務局
6. 外務省に対する提言			
35 ページ 22 行目	【外務省に対する提言：有識者委員会有志】	この部分は、本提言が JICA に対するものである点も含め、有識者委員会の総意を得ることが難しいければ、中間報告書に収録しないことが望ましいが、収録するのであれば、文末に参考として学識委員の意見として載せるのが望ましいのでは。 ⇒「4名を除く12名から」の記述は、委員に確認する必要あり。なお、当方は、有志には加わらないものである。	中委員
		「ローリングプランの情報公開」と「無償資金協力等のガイドライン」については委員会で一部議論しましたが、その他の点は十分議論がなされていません。従って、本提言に参加することは慎重に検討したいと思います。	高梨委員
		①【修正案】 『【外務省に対する提言：氏名(1)、氏名(2)、氏名(3)…】』 【修正理由】 本委員会のスコープ外のため、本委員会の名前を使用するのではなく、個人名で提言されることが適当と考えます。	千吉良委員

		② <u>小生は外務省への提言を希望しませんので除いて下さい。</u>	
		訂正案: 「有識者委員会の委員 16 名のうち、行政関係委員 4 名を除く 12 名----」→「有識者委員会有志」 理由: ローリングプランの情報公開等については、産業界は必ずしも同意していないと思います。	中山委員
その他(全般)			
(産業界意見の取り扱いについて)		前回会合で、「産業界から意見が多数出ているので、産業界意見を中間報告の後ろに纏めて付ける」という提案を頂いている。産業界としても、この提案には賛成であり、再検討頂きたい。	中委員

以上